

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	過料の決定		
根拠例規及び条項	多治見市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 13 号)第 30 条		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及 び条項	多治見市国民健康保険条例第 27 条～29 条	
	基 準	過料の額は情状により、市長が定める。	
	設定年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	最終変更年月日
備 考			